海上保安庁
JAPAN COAST GUARD

令和７年７月 22 日
海　上　保　安　庁

「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

～災害給付における介護給付額（限度額）を改定～

海上保安官に協力援助した者等に対して給付する災害給付のうち、介護給付の金額（限度額）の改定を行うため、標記政令が、本日閣議決定されました。

１．背景

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和 28 年政令第 62 号。以下「施行令」という。）においては、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和 28 年法律第 33 号）に基づき、海上保安官の職務遂行に協力援助した者等が災害を受けた場合に、国が給付するべき災害給付の金額等が定められている。

災害給付のうち介護給付の具体的な金額については、労働者災害補償保険法（昭和 22　年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）に規定する「介護補償給付」の月額や国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号。以下「補償法」という。）に規定する「介護補償」の月額を参考としている。

２．概要

介護給付の月額の改定（施行令第４条の２第２項関係）

労災保険法に規定する「介護補償給付」の月額（限度額）が引き上げられ、それに準じて補償法に規定する「介護補償」の月額（限度額）が引き上げられる予定であることから、施行令においても同様に「介護給付」の月額（限度額）を改定することとする。

（１）常時介護を要する場合

有償介護の限度額：177,950 円（現行）→　186,050 円（改定後）

（２）随時介護を要する場合

有償介護の限度額：88,980 円（現行）→　92,980 円（改定後）

３．今後のスケジュール

公　布：令和７年７月 25 日

施　行：令和７年８月　１日

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を十八万六千五十円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を九万二千九百八十円に、それぞれ引き上げるものとすること。（第四条の二第二項関係）

第二　この政令は、令和七年八月一日から施行するものとすること。（附則第一項関係）

第三　この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとすること。（附則第二項関係）

政令第　　号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項第一号中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五十円」に改め、同項第三号中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた介護給付について

適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

理　由

最近における社会経済情勢に鑑み、海上保安官に協力援助した者等に対する災害給付における介護給付の限度額の改定を行う必要があるからである。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案　新旧対照条文

○　海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（介護給付） 第四条の二　（略） ２　介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。 一　介護給付に係る障害（障害の状態に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十八万六千五十円を超えるときは、十八万六千五十円） 二　（略） 三　介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が九万二千九百八十円を超えるときは、九万二千九百八十円） 四　（略）	（介護給付） 第四条の二　（略） ２　介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。 一　介護給付に係る障害（障害の状態に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円） 二　（略） 三　介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円） 四　（略）